

日耳鼻研究奨励賞規程

平成 30 年 5 月 30 日 制定

(目的)

第 1 条 若手研究者を育成するとともに、耳鼻咽喉科・頭頸部外科領域の医学・医療の一層の発展を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 受賞の対象となる者は、申請する年度において満 40 歳以下の日耳鼻正会員とする。

(対象とする研究)

第 3 条 対象とする研究は、耳鼻咽喉科・頭頸部外科領域における基礎研究および臨床研究とする。

(助成金)

第 4 条 助成金は、次のとおりとする。

- (1) 1 件につき 100 万円とし、毎年、若干数とする。
- (2) 助成金は、曾田豊二基金をもって充てる。

(推薦)

第 5 条 日耳鼻代議員は、推薦書（別紙書式）を別に定める日までに理事長に提出する。

(選考)

第 6 条 企画会議は、前条による推薦書に基づき第 1 次審査を行い、候補者 5 名程度を選考する。

- 2 企画会議は、第 2 次審査として、前項により選考された候補者に対して面接などを行い、若干名を選考する。
- 3 理事会は、企画会議による選考の結果を踏まえ、受賞者を決定する。

(発表)

第 7 条 受賞者は、本奨励賞の対象となった研究の成果を日耳鼻学術講演会で発表するものとする。また、その内容を日耳鼻会報または ANL に掲載するものとする。

(その他)

第8条 本規程の実施に関し、必要な事項については理事会の承認を得て別に定めることができる。

(附則)

この規程は、平成30年5月30日から実施する。